

令和2年6月30日

令和2年度独立行政法人海技教育機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人海技教育機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度独立行政法人海技教育機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 海技教育機構における令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は133件、契約金額は1,197百万円である。そのうち、競争性のある契約は115件(86.5%)、1,114百万円(93.1%)、競争性のない契約は18件(13.5%)、83百万円(6.9%)となっている。

前年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに増加しているが、主に船舶関係(部品購入・役務提供)について対応できる者が限られている状況を表しているものと考えられる。

表1 令和元年度の海技教育機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	前年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(86.5%) 109	(96.5%) 16.88	(86.5%) 115	(93.1%) 11.14	(5.5%) 6	(△34.0%) △5.74
企画競争・公募	(0.8%) 1	(0.2%) 0.03	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) △1	(0.0%) △0.03
競争性のある契約(小計)	(87.3%) 110	(96.7%) 16.91	(86.5%) 115	(93.1%) 11.14	(4.5%) 5	(△34.1%) △5.77
競争性のない随意契約	(12.7%) 16	(3.3%) 0.57	(13.5%) 18	(6.9%) 0.83	(12.5%) 2	(45.6%) 0.26
合計	(100%) 126	(100%) 17.48	(100%) 133	(100%) 11.97	(5.6%) 7	(△31.5%) △5.51

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成30年度の対前年度率である。

- (2) 海技教育機構における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は31件(27.0%)、契約金額は364百万円(32.7%)である。

前年度と比較して、一社応札による契約の割合が件数・金額ともに増加しているが、主に船舶関係機器の点検整備更新に対応できる者が限られている状況を表しているものと考えられ、また、前年度に契約した翌年度分の契約案件が含まれていたことも増加要因の一つといえる。

表2 令和元年度の海技教育機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		前年度	令和元年度	比較増△減
2者以上	件数	84(76.4%)	84(73.0%)	0(0.0%)
	金額	14.03(83.0%)	7.50(67.3%)	△6.53(△46.5%)
1者以下	件数	26(23.6%)	31(27.0%)	5(19.2%)
	金額	2.88(17.0%)	3.64(32.7%)	0.76(26.4%)
合計	件数	110(100%)	115(100%)	5(15%)
	金額	16.91(100%)	11.14(100%)	5.77(34.12%)

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成30年度の対前年度率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、契約事務の適正化及びコスト削減・調達業務の効率化等の取り組みに努めることとする。

(1) 契約事務の適性化

令和2年度においても下記の取り組みを行い、一者応札の改善に努める。

① 仕様書内容の見直し

汎用性のある製品や性能要件で記載する等により具体的かつ詳細に明示し、仕様書内容の明確化に努める。

② 入札参加要件の緩和

履行能力を担保する上で要件を付する必要がある場合を除いては、参加業者等級を拡大し事業者の入札参加拡大を図る。

③ 公告期間の十分な確保

入札の公告期間を、公告日翌日から10日以上を確保する。また、技術的要件を設ける場合及び過去に同種案件が一者応札・応募であった案件については、公告期間の更なる期間延長を行う。

④ 契約情報提供の充実

掲示板及びホームページ掲載による公告に加え、新規事業者の調査及び声かけに努める。

⑤ 事後点検の実施

一者応札(応募)になった案件について、参考見積を提出した者や入札説明書を受け取った者で入札に参加しなかった事業者に対して、ヒアリング調査を実施し、要因分析を行う。

⑥ 合理的な契約方式の検討

複数年一者応札が継続し改善が見込まれない事案については、契約案件の特性を踏まえ、随意契約によることができないか等、合理的な契約方式を検討する。

(2) コストの縮減・調達業務の効率化に係る取組

- ① 類似業務に係る調達について、可能な範囲で調達時期の調整を行い集約化することで、コストの縮減及び調達事務の効率化を図る。
- ② 新規事業者の情報を収集し、調達案件の情報提供を行うことにより事業者の新規参入を促しコストの縮減を図る。

なお、本計画の実施にあたっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件(除く、少額随契)については、契約審査委員会(委員長は総務担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、会計規程第37条第1項第2号(緊急を要する場合で競争に付すことができない場合)等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【契約審査委員会による点検件数】

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、会計内部監査を実施し、是正改善の措置をとる必要があると認めた場合には、速やかに監査対象箇所に対して措置をとることを要求することにより、不祥事の発生の防止を図る。

【会計内部監査の実施件数】

- ② 外部機関が実施する講習会等に参加し、他法人等の不祥事事案への未然防止や再発防止策の最新の情報を得、機構内に周知する。【実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総務担当理事
副総括責任者	総務部長
メンバー	企画調整部長、学校教育部長、航海訓練部長、 上級教育・研究国際部長、会計課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、海技教育機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。